

南関東防衛局における保有個人情報等の安全管理等に関する達を次のように定める。

令和6年3月25日

南関東防衛局長 末富 理栄

南関東防衛局における保有個人情報等の安全管理等に関する達

南関東防衛局の保有する個人情報及び個人番号の安全確保等に関する達（平成22年南関東防衛局達第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この達は、防衛省本省における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令（令和4年防衛省訓令第29号。以下「訓令」という。）及び防衛省本省における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令の実施について（防官文第6174号。令和4年3月30日。以下「通達」という。）に基づき、南関東防衛局における保有個人情報等の安全管理等に関する必要な措置を定めるものとする。

（保護管理者）

第2条 訓令第11条第2項に規定する保護管理者は、南関東防衛局における行政文書の管理に関する達（平成27年南関東防衛局達第1号）第3条別表第1に掲げる文書管理者とする。

（保護管理者代行者）

第3条 保護管理者の職務上の上級者は、保護管理者の職務を臨時に代行する職員を指定することができる。この場合、別記様式第1を準用するものとする。

（保護責任者等）

第4条 保護管理者は、訓令第12条第1項又は第13条の規定により、保護責任者又は保護責任者補助者の指定、指定事項の変更又は解除するときには、別記様式第1、第2、第3又は第4による指定書により行うものとする。

2 前項の規定により指定、指定事項の変更又は解除を行ったときは、指定書の写しを総務部総務課長に送付するものとする。

（機関等監査主任者）

第5条 訓令第16条第2項に規定する機関等監査主任者は、南関東防衛局次長とする。

(監査員の指定の通知)

第6条 機関等監査主任者は、訓令第18条第1項の規定により、監査員を指定するときは、別記様式第5による指定書により行うものとする。

(保有個人情報等管理台帳)

第7条 通達第13第1項に規定する台帳の書式は、別記様式第6のとおりとする。

(委任規定)

第8条 この達に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な事項は、機関等副主任保護管理者が定める。

附 則

(施行期日)

この達は、令和6年3月25日から施行する。